

第7章 大綱と基本方針

第1節 大綱

史跡米子城跡の望ましい将来像を「大綱」として示す。

- 1 米子城跡の全容解明を進め、その保存と活用を図り、価値ある歴史的遺産を確実に将来に継承する。
- 2 往時の姿が失われている部分については、十分な調査研究により史実を把握し、それに基づいた復元等により史跡の価値を顕在化し、米子城跡の歴史的景観の向上を図る。
- 3 中心市街地に位置し、都市公園でもある史跡米子城跡を訪れる方々が快適に見学し、また憩うことのできる場として活用を図るとともに、米子城跡の持つ魅力的な歴史的景観や文化財的価値を身近に享受できる整備を図る。
- 4 米子市のランドマークであり、米子城跡を中心としたまちづくりの核として、保存、活用、整備を図る。
- 5 米子城跡の多様な価値を高める整備を行い、さらに地域の誇りを高め、まちづくりに寄与する。
- 6 史跡整備事業により米子城跡の価値を顕在化させることで、価値を視覚的に伝え、観光拠点としての内容充実、イメージ向上につなげ、中心市街地活性化に寄与する。

第2節 基本方針

1 保存管理の基本方針

- (1) 米子城跡の全貌解明に資する調査研究を継続的に進める。
- (2) 史跡の価値を損傷することのないよう保存管理を厳密に行う。
- (3) 日常の維持管理、パトロール等を確実に行う。

2 活用の基本方針

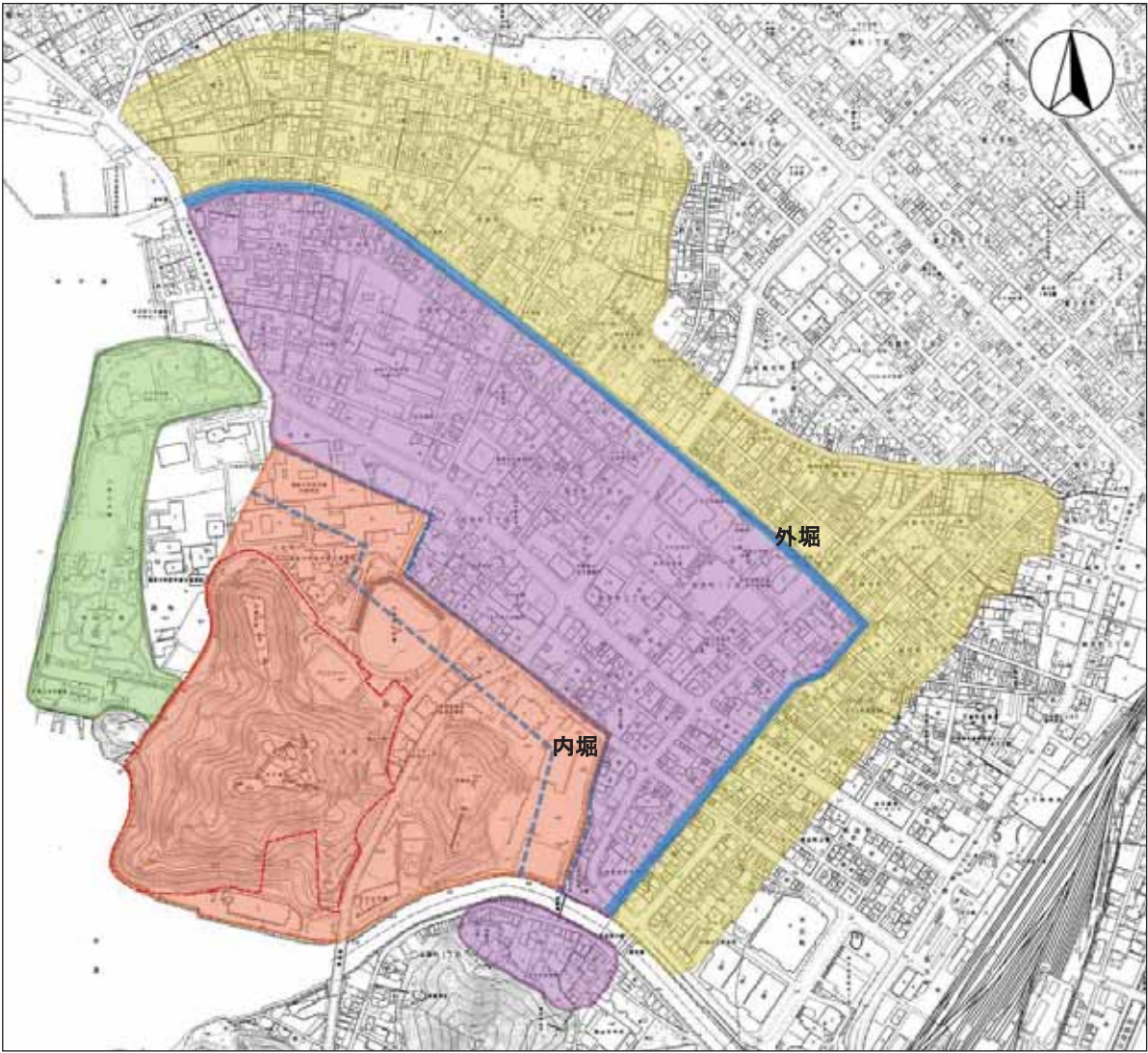
- (1) 米子城跡の歴史的、文化財的な価値を市民、観光客などにわかりやすく伝える。
- (2) 都市公園として求められている憩いの場の提供、人と自然が共生する都市環境の形成、うるおいのある景観づくり、レクリエーション空間の提供、都市の安全性および防災性の確保などさまざまな役割を、史跡の価値の保存との両立を図りながら果たしていく。

3 整備の基本方針

- (1) 保存管理及び活用を確実に推進していくための整備を計画的に実施する。

4 運営体制整備の基本方針

- (1) 日常の維持管理、公開、保存、活用、整備、調査研究等を着実に推進するための運営体制の整備を行う。
- (2) 市及び市教育委員会の関係部局との緊密な連携を図り、一体的な米子城跡の保存・活用・整備の推進を図る。
- (3) 市民、地元自治会、NPO団体、観光団体などと協働して保存活用に努める。
- (4) 文化庁、鳥取県教育委員会等関係機関との緊密な連携を図る。



ゾーニング図

凡例

- 米子城跡の内郭を構成するゾーン
- 武家地としての米子城を体感するゾーン
- 城下町ゾーン（旧加茂川北側、寺町）
- 公園ゾーン
- 史跡指定範囲